大崎第一中学校跡地活用の経緯及び現状

間 企画調整課 企画政策係 **2**476-1111 (221)

大崎第一中学校について

大崎第一中学校は、昭和22年に開校した「野方村立野方中学校」を前身とし、「大崎町立野方中学校」を 経て、昭和45年に「大崎町立大崎第一中学校」となり、多くの卒業生を輩出してきました。そして平成 26年3月に新生『大崎中学校』の開校に伴い44年の長い歴史に幕を閉じました。

松本商会株式会社の立地及び破産の概要

平成26年5月、松本商会株式会社(京都府:以下「松本商会」)から「大崎第一中学校跡地を活用したプ ラスチック再生処理工場」立地計画の提案がありました。

平成27年4月に国(総務省)から地域経済循環創造事業(※)の交付決定を受け、同年6月の町議会定 例会において、4,600万円の補助金を国→町→企業の流れで交付する関連予算及び町有財産(体育館及 び武道場)の無償貸付(土地は有償)が議決されました。

7月には立地協定を締結し、事業着手となりましたが、松本商会代表者の自損事故による休業状態が 続き、また補助金で購入した機械の売却が判明したことなどから、補助金交付の取消しを伝えました。

その後、国の指示に基づき、まず町→国に対し4.600万円の補助金返還を行い、並行して補助金を返 還してもらうための通知を送付しましたが、松本商会は破産手続きに入っており、債権処理の結果、大 崎町には約210万円のみが配分されております。

本件の破産手続きの終了によって松本商会の法人格が消滅し、これに伴って債務も消滅しており、民 事事件が終結いたしました。

また、機械の無断売却が刑事事件となり得るかを警察署に相談に行きましたが、売却時の報告義務を 怠った事案と判断され、刑事事件での立件は極めて困難との回答を得ております。

多額の補助金が徴収不能となっており、また農業用ポリフィルムが放置されたままで、町民の皆様に ご心配とご迷惑をおかけしております。町といたしましては早期解決に向け努めてまいりますので、ご 理解の程よろしくお願いいたします。

カラル株式会社の進出

松本商会の破産手続きにおいて、同社が所有していた事業は熊本市のカラル株式会社に事業承継の許 可決定が出され、令和2年9月の町議会定例会において町有資産の無償貸付(土地は有償)が議決され ました。

現在、カラル株式会社は事業を再開させるために、県の廃棄物処理業に関する許認可の手続き準備な どを行っております。具体的には、廃棄物処理業の許可を得るための環境影響調査を実施中です。県の 許可がおり次第、野積みとなっている農業用ポリフィルムの処分を実施する予定です。(正門に看板設 置中)

本町としては、なるべく早期の事業再開が図られるよう、今後もカラル株式会社と連絡を密にとり、 事業再開時には町民の皆様へご報告させていただきます。

カラル株式会社に貸し付けている部分を除いた校舎及びグラウンド部分については、地域の活性化に つなげられるよう、鹿児島県の企業誘致ページへの掲載や、各種企業を現地まで案内するなど、企業誘 致に取り組んでおりますので、こちらについても進展がありましたら、ご報告させていただきたいと考 えております。

※地域経済循環創造事業とは?

都道府県又は市町村が、地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要とな る経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費を交付することにより、地域資源を 活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的した国の 補助事業です。

農業を基幹産業としている本町では廃棄される農業用ポリフィルムが多く、本事業による農業用ポリ フィルムの再生が農家の負担軽減及び廃校跡地の活用につながり、また資源循環型社会の構築にも寄与 することなどとした計画が国の交付決定を受けました。